

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>（初任給、昇格及び昇給の基準）</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に給与条例の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（手当の額）</p> <p>第4条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特勤勤務手当に準ずる手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。</p> <p>別表第2（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"><caption>級別職務分類表</caption><thead><tr><th>職務の級</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td><u>現業技術員、守衛、畜産技手、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業</u></td></tr></tbody></table>	職務の級	職務	1級	<u>現業技術員、守衛、畜産技手、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業</u>	<p>（初任給、昇格及び昇給の基準）</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に給与条例の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（手当の額）</p> <p>第4条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。</p> <p>別表第2（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"><caption>級別職務分類表</caption><thead><tr><th>職務の級</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td><u>自動車整備士、運転士、守衛、交換手、畜産技手、道路技術員、ボイ</u></td></tr></tbody></table>	職務の級	職務	1級	<u>自動車整備士、運転士、守衛、交換手、畜産技手、道路技術員、ボイ</u>
職務の級	職務								
1級	<u>現業技術員、守衛、畜産技手、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業</u>								
職務の級	職務								
1級	<u>自動車整備士、運転士、守衛、交換手、畜産技手、道路技術員、ボイ</u>								

	技手、林業技手、調理員、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務
2級	困難な業務を行う現業技術員、守衛、畜産技手、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務
略	

別表第3（第3条の2関係）

初任給基準表

略

備考

- 1 現業技術員及びボイラ技士のうち、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者については、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることができる。
- 2 略

	ラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務
2級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、守衛、交換手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、現業主事、寮母、寮父、検査助手又は介助員の職務
略	

別表第3（第3条の2関係）

初任給基準表

略

備考

- 1 自動車整備士、運転士及びボイラ技士のうち、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者については、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることができる。
- 2 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。